

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

廿日市市教育委員会では、第6次廿日市市総合計画に基づき、平成28年4月に第2期廿日市市教育振興基本計画を策定し、「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくりを目指し、教育に関する施策に取り組んできました。

学校教育においては、「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもちつとともに、生涯にわたり、自ら学び、考え、協働して課題を解決する力を身に付けることができるように、「主体的に」、「協働的に」学ぶ取組を進めてきました。

社会教育においては、暮らし心地のよい持続可能な地域社会の構築を目指して、誰もが学べる環境づくり、人と人がつながる環境づくり、学んだことを生かす環境づくりを推進するための施策を展開してきました。

郷土の歴史や文化の継承においては、地域に受け継がれてきた歴史や文化を次世代につなげていくために、文化財の保護や幅広い活用に取り組みました。また、それらを積極的に活用した取組を充実することで、ふるさとに愛着と誇りをもち心を育んできました。

教育環境の整備においては、一人ひとりの多様な個性や能力を最大限伸ばすため、安心・安全な環境づくりを確保するとともに、老朽化している学校施設や社会教育施設等を計画的に改修してまいりました。また、市民の誰もが芸術文化やスポーツに親しみ、豊かな生活が送れるように、活動を支援してきました。

第3期廿日市市教育振興基本計画は、第2期廿日市市教育振興基本計画の計画期間が令和2年度で終了することに加え、第6次廿日市市総合計画の後期基本計画がスタートすることから、国の教育振興基本計画や広島県の安心 ▶ 誇り ▶ 挑戦ひろしまビジョン等を踏まえ、今後5年間で重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育振興を計画的に推進していくために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。第6次廿日市市総合計画を上位計画とし、教育分野に関する内容を、より具体化して整理した計画とします。

3 計画の期間

計画の期間は、第6次廿日市市総合計画の後期基本計画に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。計画の進捗状況や教育を取り巻く社会状況等を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。